

介護予防のための住宅改修について

～介護予防高齢者住環境改善支援事業のご案内～

高齢者が、自宅において転倒等により要支援・要介護状態にならないよう、住宅改修を行う高齢者に経費の補助を行うものです。

対象者は？

以下の全てを満たす65歳以上の方が対象です。

- 市内に1年以上居住している
- 在宅で生活している
- 介護保険料を滞納していない
- 「生活機能チェック」において、身体機能の低下による要介護状態等となるおそれが高いと判定された

対象となる工事は？

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- 開き戸から引き戸などへの扉の取替え
- 和式便器から洋式便器への取替え

工事の内容は、介護保険制度の住宅改修と同じです。



補助の内容は？

- 介護保険料第1～3段階特例の方
→ 対象経費相当額（上限15万円）
- 介護保険料第3～11段階の方
→ 対象経費の3分の2（上限10万円）

※1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額

手続きの流れ

相談	地域包括支援センターに相談
申請	区役所高齢介護課に申請書等を提出
着工	交付決定の通知を受けてから、着工
報告	工事が完了したら、高齢介護課に報告
支払	高齢介護課による確認後、補助金の支払い

お問い合わせは、各区役所高齢介護課、
または、お住まいの地域を担当する地域
包括支援センターへ。

